

第2章 生活支援の充実

1. 生活支援体制の整備

◇ 現状と課題

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択するためには、国、地方自治体、地域におけるさまざまな支援体制が必要です。特に、施設入所や長期入院している障がい者等が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。

障がい者等は心身の状態により、食事や排せつ、入浴、服薬、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、障がい者等の在宅生活は、高齢化などの困難を抱える家族が支えている状況にあります。

また、障がい者自身の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活支援など、地域全体で障がい者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。

この課題を解消するために、市、障がい者団体、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体や地域住民が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担し、地域で障がい者等の生活を支えることができる体制の充実が必要です。

また、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為がなくなるよう、障がい者等の権利擁護の促進を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択できる体制の整備と充実に努めます。

●目標1：相談支援体制の充実（障害福祉G）

障がい者等が安心して相談できる体制の充実に努めます。

- ・ 発達障がいに係る相談体制の整備
- ・ 相談窓口の周知と利用の促進
- ・ 権利擁護の促進
- ・ 相談員の養成と専門機関との連携強化

●目標2：地域福祉推進体制の充実（社会福祉G）

地域福祉計画に基づき、地域住民、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会等と協働し、地域福祉推進体制の充実に努めます。

また、地域において孤立する可能性のある一人暮らしの障がい者や高齢者などを地域ぐるみで見守る仕組みを構築し、推進します。

◇ 施策の目標量と確保のための方策

1 生活支援体制の整備

障がい者の地域で自立した生活を支える体制の整備を図るため、障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制と地域福祉推進体制の充実に努めます。

(1) 相談支援体制と事業見込量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
計画相談支援	支給人数/月	50	55	60
地域移行支援	支給人数/月	5	5	5
地域定着支援	支給人数/月	5	5	5

相談支援体制と事業内容

事業名	内容
計画相談支援	適切な障害福祉サービスを提供するため、障がい者等の心身の状況やサービス利用の意向等を勘案し、利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や入院中の精神障がい者に対し、住居の確保等、地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活している障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談対応等の支援を行います。

(2) 地域福祉推進体制の構築

市内の各地域において、障がい者等や家族を支援する体制の充実に努めるため、市、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの役割を分担し、地域で障がい者等の生活を支えることができる地域福祉推進体制の構築に努めます。

○ 身体障害者相談員・知的障害者相談員設置事業の充実

身体障がい者及び知的障がい者とその家族が、身近な地域で気軽に相談できるよう、身体障害者相談員と知的障害者相談員による相談事業の充実に努めます。

- 生活あんしんサポートセンター（実施主体：社会福祉協議会）
障がい者等の福祉や生活の困りごとの相談に応じ、制度等では対応できない課題について、専門機関や住民組織、ボランティア等の協働により具体的な解決に向けての支援に努めます。
- 小地域ネットワーク活動の推進（実施主体：社会福祉協議会）
地域の福祉を支える基盤である町内会等を中心に、地域住民が参加協力し、見守り、助け合い、支え合いながら、障がい者等が安心して暮らせる小地域ネットワーク活動の推進に努めます。
- ボランティアセンター事業の充実（実施主体：社会福祉協議会）
地域、学校、企業において、障がい者等への理解と関心を深めるため、研修会の実施や体験の機会を提供し、ボランティア活動参加者の養成を図るとともに、ボランティア活動参加者の連携とコーディネート機能の充実に努めます。
- 日常生活自立支援事業（実施主体：社会福祉協議会）
精神障がいや知的障がいにより、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理及び書類の預かり等を支援します。
- 福祉車両貸出事業（実施主体：社会福祉協議会）
障がい者等、自力での外出が困難な状況にある方を対象に、車いすでの乗降が可能な福祉車両の貸出しを行い、日常生活の質の向上や社会参加の促進等を支援します。
- 福祉用具貸与事業（実施主体：社会福祉協議会）
旅行や外泊等一時的に福祉用具が必要な方を対象に福祉用具の貸出しを行います。
- 共生型施設の活用
障がいの有無や年齢などの枠を超えた地域住民の交流の場として整備された共生型施設を有効活用し、地域コミュニティの再生や、障がい者等と地域住民の相互理解の促進に努めます。
- 障がい者等の虐待防止
障がい者等に対する虐待の防止、早期発見、その後の適切な支援を行うため、市が設置する障がい者虐待防止センターを拠点に、関係部署や地域の関係機関との連携、登別市障害者地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を活用したネットワークの構築等を図ります。

2. 在宅支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択するためには、障がいに応じた支援体制の充実が必要です。

在宅支援体制は、障がいの特性に配慮し、生涯を通じてその時々に応じた支援を一貫して行えることが必要であり、この体制の充実が課題となっています。

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択できるよう、障がいの特性や障がい者等のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供が必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択できるよう、在宅支援の充実に努めます。

●目標 1：在宅支援事業の充実（障害福祉G）

居宅介護等の「居住系サービス」は、障害者総合支援法に基づく体制の充実に努めながら実施します。

- ・ 障害者総合支援法による在宅支援の充実（介護・訓練・医療・補装具給付）
- ・ 地域生活支援事業の充実（地域活動支援センター、移動支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付事業、相談支援、成年後見制度等）
- ・ 重度障がい児の入浴サービスの実施

●目標 2：居場所づくり（障害福祉G）

障がい者や障がい児等が交流を図ることができるサロンなどの居場所づくりに努めます。

●目標 3：療育事業の充実（障害福祉G）

登別市児童デイサービスセンターのぞみ園（以下「のぞみ園」という。）の療育機能を強化し、利用児童等の保護者からの相談、関係機関との連携強化、児童の心身の状況に応じたケースマネジメントなど、幼児期から学齢終了時までの一貫した療育体制の改善に努めます。

●目標 4：保育所等の障がい児受け入れ態勢の充実（子育てG）

保育所、私立幼稚園における障がい児の受け入れ態勢の充実に努めます。

●目標 5：福祉用具の給付等（障害福祉G）

障がい者等の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、生活用具の給付等を行います。

◇ 施策の目標量と確保のための方策

(1) 訪問系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護	時間/月	550	559	559
	利用者数	47	49	49
	事業所数	6	6	6
重度訪問介護	時間/月	312	312	312
	利用者数	1	1	1
	事業所数	5	5	5
行動援護	時間/月	22	22	22
	利用者数	1	1	1
	事業所数	1	1	1
同行援護	時間/月	77	84	98
	利用者数	11	12	14
	事業所数	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	利用者数	0	0	0
	事業所数	—	—	—

注) 事業所数は、登別市内の事業所数を掲載しています。

◇ 見込量確保のための方策

利用者の増加等、平成26年度までのサービス利用者の伸びから平成29年度までのサービス見込量を設定しました。

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となりますので、今後も提供体制の整備に努めます。特に、精神障がい者、知的障がい者に対する訪問系サービスについては、身体障がい分野に比べサービス提供事業者が少ない状況にあり、また、重度障害者等包括支援提供事業者がない状況となっています。

そのため、身体障がい者または高齢者への訪問系サービスを実施している事業者等との協議を重ね、より多様で多くのサービス提供ができる事業者の参画が図られるよう努めます。



(2) 地域生活支援事業の種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
	開催回数	4	4	4
住宅入居等支援事業	実人数/月	4	4	4
	事業所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	件/年	1	1	1
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	3	3	3
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	1,250	1,240	1,230
介護・訓練支援用具	件/年	7	7	7
自立生活支援用具	件/年	25	25	25
在宅療護等支援用具	件/年	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	10	10
排せつ管理支援用具	件/年	1,200	1,190	1,180
居宅生活動作補助用具	件/年	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3
移動支援事業	実人数/月	16	18	20
	延時間/年	640	720	800
	事業所数	5	5	5
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	実人数/月	54	56	58
	1日平均利用者数	17	18	18

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
日中一時支援事業	実人数/年	18	20	22
	事業所数	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実人数/月	4	4	5
	事業所数	2	2	2
重度障害児入浴サービス事業	実人数/月	8	8	8
	事業所数	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	5	5	5

注) 事業所数は、利用が見込まれる事業所数を掲載しています。

◇ 見込量確保のための方策

平成26年度までのサービス利用状況から平成29年度までのサービス見込量を設定しました。

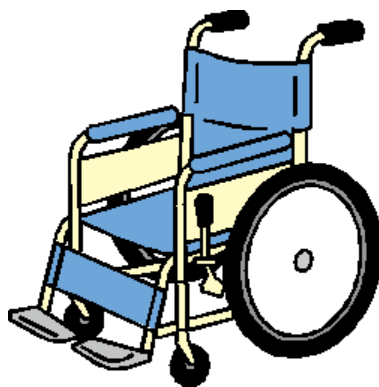
地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスでは不足する部分について、特に利用者の要望が高い事業を中心に必要なサービス提供体制の整備に努めます。

◇ 事業の種類ごとの実施内容

事業名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との調整、障がい者等の権利擁護ために必要な相談支援を行います。
地域自立支援協議会	地域の関係者で構成し、個別の相談支援の事例等で明らかになった地域課題を共有し、その課題解決に向けた協議を行います。 また、課題別に専門部会を設置し、支援体制の構築に努めます。

事業名	実施内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分と認められる障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用に係る支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
コミュニケーション支援事業	聴覚、音声言語機能障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や手話通訳者を設置する事業を行います。
日常生活用具給付等事業	<p>重度障がい者等及び難病患者等に対し、次の用具の給付等を行います。</p> <p>介護・訓練支援用具</p> <p>特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者等及び寝たきりの状態にある難病患者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。</p> <p>自立生活支援用具</p> <p>入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者等及び難病患者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。</p> <p>在宅療養等支援用具</p> <p>電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者等及び難病患者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。</p> <p>情報・意思疎通支援用具</p> <p>点字器や人工喉頭などの、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。</p> <p>排せつ管理支援用具</p> <p>ストマ用装具などの、障がい者等の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。</p> <p>居宅生活動作補助用具</p> <p>障がい者等及び難病患者等の居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。</p>
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等及び難病患者等に、外出のための個別的支援及びグループ支援を行います。

事業名	実施内容
地域活動支援センター 基礎的事業 機能強化事業	<p>在宅の障がい者や難病患者等が、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、通所により、創作的な活動や生産的な活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図る施設です。</p> <p>利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などの基礎的な支援を行います。</p> <p>雇用・就労が困難な在宅障がい者に、機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。</p>
日中一時支援事業	<p>障がい者等の日中における活動の場の確保と、障がい者等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かり支援を行うとともに、保護者等が日中いないことにより、特別支援学校等の放課後及び夏休み等の長期休暇中の障がい児を預かり、保護者等の就労支援等を行います。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>地域における身体障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を行います。</p>
重度障害児入浴サービス事業	<p>自宅の浴室での入浴が困難な重度障がい児に入浴サービスを行います。</p>
自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>障がい者の地域生活を支援するため、自動車運転免許の取得に関する費用の一部または自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>



3. 施設による支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択するためには、機能を回復するための施設、人との交流を訓練する施設、職の技術を身につけるための施設、共同生活をする施設など生涯を通じてさまざまな施設を必要とします。また、地域で生活することが困難な障がい者等や、生活訓練や作業訓練等を行う障がい者等のために、広域的な利用を目的として整備された入所施設が必要とされています。

市内には、就労支援事業所がこの数年間で5カ所開設されましたが、地域で自立した生活を送るために必要な生活介護や短期入所（ショートステイ）、日中一時支援、共同生活援助（グループホーム）などのサービス提供体制の整備や充実が課題となっています。

◆ 施策の基本的方向

既存施設の活用等を視野に入れながら、関係団体等と連携し、障がいに応じた施設整備の充実に努めます。

●目標1：障がい者の日中活動系サービスの整備（障害福祉G）

在宅生活を支援する生活介護施設等は、民間活力を活用しながら整備・充実に努めます。

- ・障がい者が通所しながらリハビリ等を受けられる生活介護事業所の整備
- ・就労支援事業所の充実

●目標2：生活の場の確保（障害福祉G）

障がい者の生活の場は、既存建物の活用を視野に入れるとともに、関係団体と連携しながら民間活力による確保に努めます。

- ・グループホームの整備
- ・居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備の推進

●目標3：福祉施設における地域住民等との交流（障害福祉G）

福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。

- ・市役所等での就労支援事業所の授産製品の販売スペースの提供
- ・市内の各種イベントへの就労支援事業所の出店等の支援
- ・共生型施設における地域住民等との交流

◇ 施策の目標量と確保のための方策

(1) 日中活動系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名		単位	H27年度	H28年度	H29年度
療養介護		実人数/月	10	10	10
		事業所数	0(0)	0(0)	0(0)
生活介護		実人数/月	131	136	141
		延人数/月	2,882	2,992	3,102
		事業所数	24(0)	24(0)	25(1)
自立訓練	機能訓練	実人数/月	0	0	0
		延人数/月	0	0	0
		事業所数	0(0)	0(0)	0(0)
	生活訓練	実人数/月	2	2	3
		延人数/月	44	44	66
		事業所数	1(0)	1(1)	1(1)
就労移行支援		実人数/月	10	15	18
		延人数/月	220	330	396
		事業所数	5(1)	5(1)	5(1)
就労継続支援	A型	実人数/月	29	30	32
		延人数/月	638	660	704
		事業所数	4(1)	4(1)	4(1)
	B型	実人数/月	135	140	145
		延人数/月	2,970	3,080	3,190
		事業所数	17(5)	17(5)	17(5)
短期入所	福祉型	実人数/月	7	7	7
		延人数/月	35	35	35
		事業所数	11(0)	11(0)	11(1)
	医療型	実人数/月	0	0	1
		延人数/月	0	0	5
		事業所数	0(0)	0(0)	0(0)
合計		実人数/月	307	323	339
		延人数/月	6,754	7,106	7,458

注) 日中活動系サービス全体の見込量は、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援(A型、B型)の1カ月あたりの延べ利用者数の合計です。

注) 事業所数については、登別市及び近隣市町(室蘭市、伊達市、白老町)に所在する事業所数を掲載しています(事業所数のカッコ内は登別市内の事業所数です。)

◇ 見込量確保のための方策

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することから、多様なサービス需要への対応が必要です。

サービス提供体制については、サービス提供事業者が利用者の意向などを踏まえながら展開することから、サービス需要の動向の把握に努めます。

特に、生活介護を提供する事業者が市内にないことから、民間活力による施設の整備に努めます。

(2) 居住系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数/月	87	92	101
	市内の人数/月	20	25	34
	市内の箇所	7	9	11
	市内指定事業所数	4	5	6
施設入所支援	実人数/月	75	73	71
合計	実人数/月	162	165	172

注)市内の人数/月及び市内の箇所欄については、市内の整備見込量を再掲したものです。

◇ 必要見込サービス提供体制の確保策

障がい者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助の計画的な推進が必要となることから、今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービス量を見込んでいきます。

特に、現在、共同生活援助を提供する市内の事業者が少ない状況にあるため、関係団体と連携しながら既存建物の活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

4. ボランティアの育成と活動の充実

◇ 現状と課題

現在、多くの個人や団体がボランティア活動を行い、地域福祉の担い手として活躍されています。

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア情報の収集、発信、ボランティア活動のコーディネート、ボランティアに関する教育、研修、情報交換の場の提供などを行い、若年者から高齢者に至るまで、ボランティアの輪を広げる活動を行っています。

障がい者等に対する主なボランティア活動としては、外出支援、手話、朗読、点訳の情報伝達支援等があります。これら障がい者等への支援に関する活動を広めていくためには、地域住民に対する障がい者等への理解と関心を高める取り組みや、市民が主体的にボランティア活動に参加できる環境づくりが必要です。

◆ 施策の基本的方向

地域福祉の担い手である市民による主体的なボランティア活動が障がい者等の自立を支えていることを踏まえ、積極的にボランティア活動が展開されるようその環境づくりに努めます。

●目標 1：ボランティア活動等の充実（社会福祉G、障害福祉G）

地域におけるボランティア活動の推進を図るため、ボランティアに関する研修、体験事業を行っているボランティアセンターと連携し、ボランティアの育成に努めます。

また、障がい者団体やボランティア団体等との協力により、さまざまなニーズに対応できるボランティア活動の充実に努めます。

- ・ 点訳、音訳ボランティアなどの育成
- ・ 障がい者等、家族によるボランティア育成

●目標２：ボランティア情報の提供（社会福祉G）

ボランティア活動に関する情報を市民に提供し、ボランティア活動の一層の振興に努めます。

- ・「広報のぼりべつ」や市ホームページを活用したボランティア活動の情報発信
- ・関係団体等との連携によるボランティア情報の発信

◇ 施策の目標量と確保のための方策

(1) ボランティアの育成に関する目標量

事業名	単位	H27年度	H28年度	H29年度
ボランティア活動支援事業	団体	1	1	1
奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3
障がい者スポーツ・レクリエーション指導員養成事業	人/年	2	2	2

◇ 事業の種類ごとの実施に関する考え方

事業名	実施に関する考え方
ボランティア活動支援事業	精神障がい者のボランティア活動等に要する経費の一部を助成し、精神障がい者の社会参加を図ります。
奉仕員養成研修事業	手話通訳者及び要約筆記者の養成研修会参加経費の一部を助成し、手話通訳者及び要約筆記者の養成に努めます。
障がい者スポーツ・レクリエーション指導員養成事業	障がい者スポーツ・レクリエーション指導員養成研修会参加経費の一部を助成し、指導員の養成に努めます。